諮問庁:防衛装備庁長官

諮問日:平成28年12月28日(平成28年(行情)諮問第739号) 答申日:平成29年7月11日(平成29年度(行情)答申第142号)

事件名:平成25年度防衛技術調査分析書の不開示決定に関する件

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成25年度防衛技術調査分析書(序文以外)」(以下「本件対象文書」という。)につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

# 第2 審査請求人の主張の要旨

# 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月23日付け装官総第13005号により防衛装備庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

# 2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「『防衛技術調査分析書(部内限り)』。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。\*\*(出典)請求受付番号:2015.6.3-本本B287(4『後方』部内通信教育 基本資料⑩)」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「平成25年度防衛技術調査分析書」を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用し、まず、平成27年12月 1日付け装官総第3243号により、特定した行政文書の序文のみについ て開示決定を行った後、平成28年9月23日付け装官総第13005号 により、残余の部分(本件対象文書)について、法5条3号の不開示情報 に該当するとして不開示決定(原処分)を行った。

# 2 法5条該当性について

平成25年度防衛技術調査分析書は、防衛省の研究開発の中長期の見積りに資するために、装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析したものであり、省内での利用を前提として旧技術研究本部内や各幕等に配付された「部内限り」の文書である。

当該文書の序文以外の部分を参照することにより、防衛省が行った装備 品等についての科学技術に関する調査の範囲及び内容を詳細に把握できる。 よって、公にすることにより、科学技術に関する情報についての防衛省・ 自衛隊の情報関心、情報収集能力、情報分析能力等が推察され、防衛省・ 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害さ れるおそれがある。よって、序文以外の部分は法5条3号に該当するため 不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち不開示決定についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり同条3号に該当することから不開示としたものである。
- (2)以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は,本件諮問事件について,以下のとおり,調査審議を行った。

① 平成28年12月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成29年1月20日 審議

④ 同年6月16日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年7月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、防衛省技術研究本部(当時)が装備品等についての科学技術に関する内外の動向を調査分析して作成した「平成25年度防衛技術調査分析書」のうち序文以外の部分である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書の全部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、防衛省が行った装備品等についての科学技術に関する調査の範囲及び内容が具体的に記載されている。

当該文書は、枚数を含め、これを公にすることにより、装備品等に係る 科学技術に関する情報についての防衛省・自衛隊の情報関心、情報収集能 力及び情報分析能力が明らかとなり、悪意を有する相手方がその弱点をつ いた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な 遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、同号に該当すると認められるので、 妥当であると判断した。

# (第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久